



三重県公報

令和7年8月19日（火）

第 644 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	告 示		
537	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定	（ 健 康 推 進 課 ）	2
538	令和7年度クリーニング師試験の実施	（ 食 品 安 全 課 ）	2
539	農産物検査法の規定による地域登録検査機関の登録	（農産物安全・流通 課）	3
540	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	（中小企業・サービ ス産業振興課）	3
541	同伴	（ 同 ）	4
	公 告		
	公共測量を実施する旨の通知	（ 公 共 用 地 課 ）	4
	公共測量が終了した旨の通知	（ 同 ）	5
	特 定 調 達 公 告		
	一般競争入札を行う旨	（災害対策推進課）	5

告 示

三重県告示第 537 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり精神通院医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 7 年 8 月 19 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
病院・診療所	芹の里クリニック	津市久居井戸山町 707-3	令和 7 年 8 月 1 日
病院・診療所	ねいろ心クリニック	津市河芸町中瀬 56 コーポフォー チュンC棟 1 階 102	令和 7 年 8 月 1 日
薬局	阪神調剤薬局 鈴鹿北玉垣店	鈴鹿市北玉垣町西浦 823-3	令和 7 年 8 月 1 日

三重県告示第 538 号

クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）第 7 条第 1 項の規定により、令和 7 年度クリーニング師試験を次のとおり実施します。

令和 7 年 8 月 19 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 試験の日時及び場所

年 月 日	時 間	場 所
令和 7 年 11 月 27 日（木）	学科試験 午前 10 時から正午まで	津市栄町 1 丁目 891 三重県合同ビル 1 階 G101 会議室
	実技試験 午後 1 時 30 分から午後 4 時 30 分まで	津市新東町塔世 826 番地 三重県クリーニング生活衛生同業組合会議室

2 試験科目

- (1) 衛生法規に関する知識
- (2) 公衆衛生に関する知識
- (3) 洗たく物の処理に関する知識及び技能

3 受験資格

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 57 条に規定する者又はこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

4 受験手続

(1) 受付期間

令和 7 年 9 月 30 日（火）から同年 10 月 14 日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

(2) 受付場所

県内居住者は居住地又は業務地を所管する保健所（居住地又は業務地が四日市市の場合は、四日市市保健所）、県外居住者は県内の各保健所又は四日市市保健所

(3) 提出書類

ア 受験申込書（クリーニング師試験受験申込書）

イ 履歴書

ウ 学校教育法第 57 条に規定する者又はこれらの者と同等以上の学力があると認められる者であることを証明する書類（写しを提出する場合は、原本も同時に持参してください。）

エ 写真（縦 4.5 c m、横 3.5 c mで、受験申込前 6 月以内に正面、上半身及び脱帽で撮影したもの。写真裏面に撮影年月日及び氏名を記載してください。）

オ ウの書類に記載されている氏名を変更した者については戸籍抄本

カ 受験手数料 7,000 円（三重県収入証紙によることとします。）

5 受験についての問い合わせ先

各保健所若しくは四日市市保健所又は三重県医療保健部食品安全課

三重県告示第 539 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 2 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録をしましたので、同条第 6 項の規定により公示します。

令和 7 年 8 月 19 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 登録年月日及び登録番号

令和 7 年 8 月 8 日 第 88 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
株式会社小島ファーム	代表取締役 小島 久典	三重県松阪市川島町 118 番地

3 地域登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類

国内産農産物（玄米）

4 登録の区分

品位等検査

5 地域登録検査機関が農産物検査を行う区域

三重県

6 農産物検査を行う農産物検査員

氏名	農産物検査を行う農産物の種類	証明書番号
石田 正人	玄米	K242009685

三重県告示第 540 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により鈴鹿市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 7 年 8 月 19 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ニトリ鈴鹿店

鈴鹿市三日市町字小中野 1521 番 2 ほか

2 鈴鹿市から聴取した意見

(1) 騒音の発生に係る事項

ア 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）又は三重県生活環境の保全に関する条例（平成 13 年三重県条例第 7 号。以下「三重県条例」という。）に基づく特定施設（指定施設）を設置する場合、事業場から発生する全ての騒音に対し、敷地境界における規制基準を遵守するよう対策を講ずること。

イ 荷さばき作業は、三重県条例第 53 条の規定に基づく荷役作業に該当するため、三重県生活環境の保全に関する条例施行規則（平成 13 年三重県規則第 39 号。以下「三重県規則」という。）第 59 条の規定に基づく敷地境界における規制基準を遵守すること。

ウ 施設管理者が屋外において又は屋内から屋外に向け、商業宣伝を目的として拡声器を使用する場合、三重県条例第 54 条第 3 項の規定に基づく拡声器の使用に該当するため、三重県規則第 62 条の規定に定める事項を遵守すること。

エ 三重県規則第 15 条の規定に基づく規模を有する駐車場管理者は、三重県条例第 15 条の規定に基づき、駐車場利用者に対し、駐車時には原動機を停止すべきことを看板、放送及び書面等により周知を行うこと。

オ 事業場から発生する騒音に対し、苦情申立があった際には、誠意を持って対応を行うこと。

(2) 廃棄物に係る事項

ごみの減量化や資源化の取組を積極的に推進し、事業活動に伴い生ずる廃棄物は、廃棄物の区分（一般廃棄物、産業廃棄物など）に応じて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律 137 号）等に基づき、事業者の責任において適正に処理を行うこと。

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和7年8月19日から同年9月19日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第541号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により川越町から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和7年8月19日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ラ・ムー川越町店

三重郡川越町大字高松字川原90番1 ほか

2 川越町から聴取した意見

(1) 駐車場需要の充足等交通に係る事項について

ア 出入口①②は車両の右折出庫が禁止されており、右折出庫しようとする車両は出入口③から出庫することになり、出入口③の交通安全対策が必要となる。さらに、出入口③が面する町道は歩道兼通学路であることから、車両入出庫時の歩行者の巻き込み防止対策として、道路上（歩道部分）に歩行者への注意喚起のため、ストップマークとまれ（230mm×300mm）の標示を行うこと。

イ 上記アと同じく、歩行者の巻き込み防止対策として、出入口③の乗入口を明示のため、ポストコーン（H＝800mm）を歩車道境界部分に設置すること。

ウ 出入口③から信号交差点の区間における交通量増加による歩行者の安全対策として、歩車道の分離明示のため、ポストコーン（H＝800mm）を設置すること。

(2) 騒音の発生に係る事項について

ア 騒音規制法（昭和43年法律第98号）又は三重県生活環境の保全に関する条例（平成13年三重県条例第7号）に基づき、敷地境界における騒音排出基準を順守すること。

イ 騒音について、住宅と隣接している側は、万全の防音対策を行うこと。

ウ 騒音規制法又は振動規制法（昭和51年法律第64号）に基づく特定建設作業に該当する作業を行う場合は、「特定建設作業実施届出書」を作業日の7日前までに川越町生活環境課まで提出すること。

(3) 廃棄物に係る事項について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号）及び川越町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年条例第10号）を順守すること。

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和7年8月19日から同年9月19日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所長から通知がありました。

令和7年8月19日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（3級基準点測量及び4級基準点測量）

2 作業期間

令和7年7月22日から令和8年3月31日まで

3 作業地域

四日市市茂福町、同市東茂福町、同市八田一丁目、同市八田二丁目、同市八田三丁目、同市白須賀一丁目、同市白須賀二丁目、同市白須賀三丁目、同市羽津町、同市富士町、同市城山町及び同市金場町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 7 年 7 月 31 日に終了した旨、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所長から通知がありました。

令和 7 年 8 月 19 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
 公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業地域
 伊勢市の一部

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

令和 7 年 8 月 19 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入物品及び数量
 災害用ユニットハウス 5 式
 - (2) 購入物品の特質等
 購入物品の性能に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
 - (3) 納入期限
 令和 8 年 3 月 13 日（金）
 - (4) 納入場所
 三重県広域防災拠点（中勢拠点） 三重県鈴鹿市石薬師町 452
 三重県広域防災拠点（東紀州（紀南）拠点） 三重県熊野市久生屋町 1330-2
 三重県広域防災拠点（伊勢志摩拠点） 三重県伊勢市朝熊町字東谷 3477-15
 三重県広域防災拠点（伊賀拠点） 三重県伊賀市荒木 1856
 三重県広域防災拠点（北勢拠点） 三重県四日市市中村町 2281-2
 ※ 詳細の配置場所は発注者と協議のうえ、決定することとします。
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
 - (1) 競争入札参加資格
 ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
 - (2) 落札資格
 ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
 イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
 ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- 3 入札に関する事項
 - (1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
 - (2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。

- (3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和7年9月12日（金）15時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県防災対策部災害対策推進課企画・体制整備班 担当 出口

電話 059-224-2189 ファクシミリ 059-224-2199

(2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県出納局会計支援課企画支援班

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和7年9月12日（金）15時まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

- ① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和7年9月18日（木）17時までに本システム上で通知を行います。
- ② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和7年9月18日（木）17時までに通知書を発送します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和7年9月30日（火）15時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和7年9月30日（火）15時

なお、入札書は郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考慮して投函してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町13番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県防災対策部災害対策推進課企画・体制整備班

案件名 災害用ユニットハウス（トイレ・ソーラーシステム付き）の購入 入札書在中

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和7年9月30日（火）15時15分

場所 三重県津市広明町13番地

三重県防災対策部災害対策推進課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときに除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札参加者が 1 者になった場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止や契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Unit house for disaster use 5 sets
- (2) Bid submission deadline:
(Electronic submission via the internet)
Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M on Tuesday, September 30, 2025.
(Submission by registered mail)
Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Friday, September 12, 2025 and 3:00 P.M on Tuesday, September 30, 2025.
- (3) Date and time for the open bidding:
The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:15 P.M on Tuesday, September 30, 2025.
- (4) Managing authority:
Mie Prefecture Disaster Prevention Division Disaster Response Promotion Section
13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan
TEL:059-224-2189(No English language support is available)

発行 三 重 県

三重県津市栄町 1 丁目 891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
